

登米市上下水道事業ビジョン策定支援業務に係る質問に対する回答

No.	資料名称	該当頁	質問内容	回答
	該当項目			
1	仕様書	6	「本審議会等にかかる運営支援（2回以上）を行うこと」、「本審議会等にかかる説明資料の作成（5回以上）を行うこと」とありますが、回数の上限目途なく対応することは困難と想定されます。2回以上とは2～3回程度、5回以上とは5～7回程度と解釈してよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
	5. 上下水道事業運営審議会等の運営等支援			
2	仕様書	6	（1）上下水道事業運営審議会等にかかる運営支援は2回以上、（2）上下水道事業運営審議会等にかかる資料作成は5回以上、とされており、回数に違いがあります。これはどのような意図でしょうか？審議会3回程度は、受注者が参加することなく開催する予定ということでしょうか？	資料作成については、開催の回数分支援を必要としますが、運営支援については、開催回数すべてに受注者の出席を求めるものではありません。
	5. 上下水道事業運営審議会等の運営等支援			
3	実施要領	1	委託上限額として各年度の内訳が示されていますが、令和6年度分のお支払いをいただく際に、中間成果の作成、検査は必要でしょうか？また令和6年度は請求せず、令和7年度にまとめてお支払いいただくとした場合は、令和6年度の中間成果の作成、検査は必要でしょうか？	支払いの際は、必ず検査が必要となります。令和6年度分については、部分払い又は業務の進捗状況を勘案した支払いを想定しています。また、令和6年度に請求をもらわず、令和7年度にまとめて支払う場合は、令和6年度の中間検査の作成、検査は必要ありません。
	2 業務の概要			
4	実施要領	4	「説明者は、本業務に従事する予定である管理技術者」とあり、プレゼンテーションは管理技術者が行うという指定があると認識しましたが、ヒアリングの受け答えは管理技術者以外の出席者も可能という理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
	(7) プレゼンテーションの実施 ③出席者等			
5	実施要領	7	様式5は10件分記載する欄がございます。これは最大10件（主な業務）を記載すれば評価点が満点になるという理解でよろしいでしょうか？	様式上、10件分記載する欄がありますが、最大10件（主な業務）の記載で評価点が満点になるということではありません。不足する場合は、様式に欄を追加して記載してください。
	業務実績書【様式5】			
6	実施要領	7	当社が東京都で委任先が仙台市の場合、納税証明書は東京都、宮城県、仙台市をすべて提出する必要がありますでしょうか。	すべて提出する必要があります。
	添付書類			